

白山市監査公表第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、白山市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年3月26日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 西 川 寿 夫

1 定例監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年3月25日
(2) 措置を講じた部局等 河内市民サービスセンター市民サービス課
(健康福祉部いきいき健康課)
(3) 監査結果の公表年月日 令和5年10月5日 (白山市監査公表第5号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>保健センターの回数券について、本来条例に明記すべきであるところ、減免基準を根拠とする取扱いがなされていた。また、現在公民館の用途に供する部分や開館時間等について、条例と異なる現状であることが確認された。</p> <p>回数券の取扱い及びセンターの運営の双方において、現状と条例や規則との整合性を図る必要があり、さらに公民館のコミュニティセンター化に際して制定する条例とも齟齬が生じぬよう改正する必要がある。</p>	<p>関係例規を改正し、回数券の取扱いについて明記するとともに、休館日や開館時間、室名に係る規定についても、現状に即した内容となるよう整理しました。</p> <p>(一部改正条例は令和6年2月会議に上程、改正後の条例及び規則は令和6年4月1日より施行)</p>